

全建労発第95号
平成17年10月5日

各都道府県建設業協会
事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 小平 申二
(公印省略)

石綿を使用している製品の代替化の促進について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成16年10月1日から労働安全衛生法の規定に基づき、石綿を含有する建材、摩擦材及び接着剤については、製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されているところですが、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、現在製造等が禁止されていない石綿含有製品についても早期に代替品への転換が行われるよう、周知協力依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対して同対応をご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

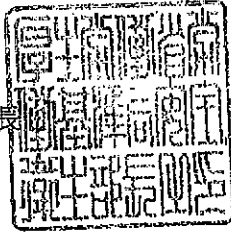
た

基安発第 0920005 号

平成17年9月20日

(社) 全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



石綿を使用している製品の代替化の促進について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿含有製品について、経済産業省の調査により、石綿を含有する家庭用品の製造、輸入等が行われていることが明らかになりました。

石綿による健康被害が社会的な問題となっていることから、平成16年10月1日から労働安全衛生法の規定に基づき、石綿を含有する建材、摩擦材及び接着剤については、製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されているところですが、これら以外の製品についても、速やかに代替化を行い無石綿の製品にすることが強く求められているところであります。

このため、政府として、現在、製造等が禁止されていない石綿含有製品についても、早期に代替品への転換を進め、石綿の使用等の全面禁止が行えるよう検討を行っているところでありますが、貴協会におかれては、貴協会会員に対し、現在石綿を使用している製品については、自らが率先して直ちに代替化を図り、無石綿の製品にするよう周知、徹底方お願いします。

全建労発第95号
平成17年10月5日

各都道府県建設業協会
事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 小平 申二
(公印省略)

石綿を使用している製品の代替化の促進について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成16年10月1日から労働安全衛生法の規定に基づき、石綿を含有する建材、摩擦材及び接着剤については、製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されているところですが、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、現在製造等が禁止されていない石綿含有製品についても早期に代替品への転換が行われるよう、周知協力依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対して同対応をご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

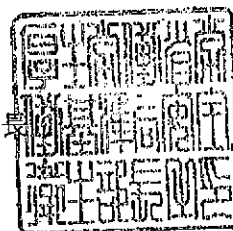
六

基安発第 0920005 号

平成17年9月20日

(社) 全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



石綿を使用している製品の代替化の促進について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿含有製品について、経済産業省の調査により、石綿を含有する家庭用品の製造、輸入等が行われていることが明らかになりました。

石綿による健康被害が社会的な問題となっていることから、平成16年10月1日から労働安全衛生法の規定に基づき、石綿を含有する建材、摩擦材及び接着剤については、製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されているところですが、これら以外の製品についても、速やかに代替化を行い無石綿の製品にすることが強く求められているところであります。

このため、政府として、現在、製造等が禁止されていない石綿含有製品についても、早期に代替品への転換を進め、石綿の使用等の全面禁止が行えるよう検討を行っているところでありますが、貴協会におかれては、貴協会会員に対し、現在石綿を使用している製品については、自らが率先して直ちに代替化を図り、無石綿の製品にするよう周知、徹底方お願いします。